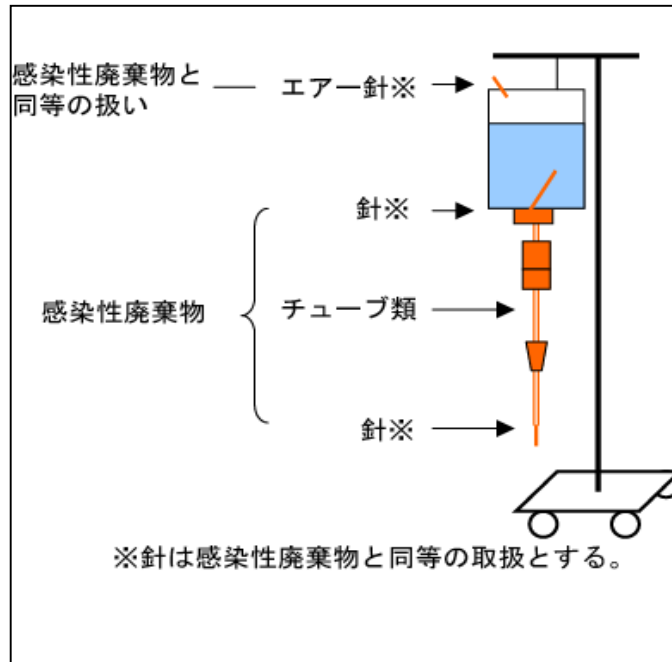


④<参考>輸液点滴セットの模式図



「感染性廃棄物処理マニュアル」環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通達、環廃産発第 040316001 号（平成 16 年 3 月 16 日），p36 より。

取扱に関して特に注意するもの



JETRO http://www3.jetro.go.jp/ttpp/JAN.CR06_JAN?id=1085439&corner_id=999 より



マーブル動物病院 <http://www.mvcj.com/equipment.html> より

※ この写真のような点滴セットで、チューブあるいは薬品バックに針が付属している場合は、②注射器等として扱う。また、回収作業時に、針とビニール部を分解しないこととする。

II 回収用具

II-1 クリーンアップ作業時の収納

①薬瓶等、②注射器等の収納に使用する
例：鮎の釣り用の共カン（容積 150程度）



「ビニール類」用のゴミ袋
(二重にする)



ダイワ精工（株） <http://fishing.daiwa21.com/index.asp?ItemID=2652> より

II-2 装備品

厚手のゴム手袋の例



(株) 創快ドラッグ <http://www.soukai.com/P8006349/p.html> より

ゴミバサミの例



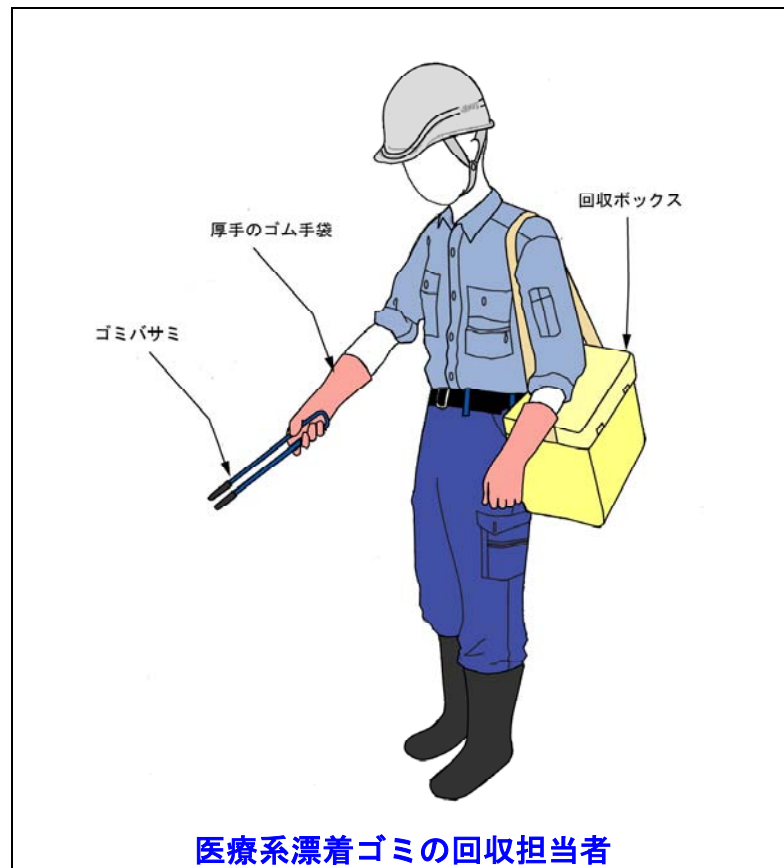
日本枝朶パーム工業（株） <http://www.e-takasago.com/other/trash.html> より

ゴムバサミの先端に取付けるゴムチューブの例



(株) 扶桑ゴム産業 http://gomu.jp/cate/001_014_147 より

II-3 医療系漂着ゴミの回収担当者の装備



II-4 集積・保管ボックス

(財) 日本産業廃棄物処理振興センターによる感染性廃棄物容器評価においてバイオハザードマークの表示義務を受けた容器の例



バイオハザードマーク <http://www.jwnet.or.jp/assessment/siyou.shtml>



(株) エムシービー <http://www.mcb1990.com/> より

Ⅲ 医療系漂着ゴミに関する基礎情報

Ⅲ-1 廃棄物処理について

廃棄物処理法では、事業活動によって発生した廃棄物は全て事業主の責任に帰すとされていることから、今回のクリーンアップ調査において収集した漂着物の処理・処分の責任は調査実施者（受託者：日本エヌ・ユー・エス（株））にある。

また、今回のクリーンアップ調査では、産廃類似の廃棄物が混入することが予想されるため、収集廃棄物が一般廃棄物か産業廃棄物になるかについては、廃棄物の種類および調査地域を管轄する自治体の考えによると思われる。

廃棄物はリサイクルが基本となっており、リサイクルのための分別方法は、自治体によってルールが異なるため、各自治体が定める分別方式に従った処理・処分を行う必要がある。

調査地域を管轄する自治体がどのようなシステムを採用しているか事前に調査しておく必要がある。例えば、横浜市ではプラスチックゴミとは容器包装リサイクル該当品であり、容器包装以外のプラスチックは不燃物である。

- ・ 一般廃棄物：処理/処分責任は自治体に移る。処理場へ持込む。
- ・ 産業廃棄物：処理/処分は受託者にあり、マニフェストを作成し、処分まで監視する必要がある。
- ・ 特別管理廃棄物：処理/処分は受託者にあり、マニフェストを作成し、処分まで監視する必要がある。委託業者が免許取得者であるかどうかの確認を行う。

Ⅲ-2 医療系廃棄物について

医療系廃棄物は産業廃棄物（法で 6 種類、令で 14 種類）とそれ以外の一般廃棄物に分類され、それぞれ感染性廃棄物および非感染性廃棄物に分けられている。

感染性の該否の判断は、廃棄物の「形状」から客観的に判断することを基本とされている。漂着物であるため、「排出場所」又は「感染症の種類」は不明であり、調査に当たっては、「形状」から感染性廃棄物とすることになる。

海外では、漂着注射針により、子供が感染した例が報告されており、感染性廃棄物の調査作業は必要な防具装着の上実施することになる。

回収・運搬容器は（財）日本産業廃棄物処理振興センターの評価品がある。